

愛媛賃審発第2440号  
令和4年8月9日

愛媛労働局長  
瀧原 章夫 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏



### 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月30日付け愛媛労発基0630第1号をもって貴職からの諮問について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の愛媛県最低賃金（時間額793円）は、令和2年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛媛県最低賃金の改正決定に当たり、当審議会は、政府、その他関係機関に対し、コロナ禍の企業に与える影響や、原材料費の高騰等によるコストの増大、さらに増大したコストを十分に価格転嫁できていない現状など、企業経営を取り巻く環境は、愛媛県はもとより地方の中小企業・小規模事業者にとっては非常に厳しい状況にあることから、より利用し易い形の業務改善助成金制度などによる生産性向上に向けた支援や労務費などのコスト上昇分を適切に価格等に転嫁できる環境整備について、より一層の取組強化を強く要望する。

## 別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 別紙 2

### 愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 3 日

#### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の愛媛県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,091.51712 円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$793 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,602 \text{ 円}$$